

平成23年行政事業レビューシート

(文部科学省)

<b>事業名</b>	公立学校共済組合普及指導監査等	<b>担当部局庁</b>	初等中等教育局	<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和38年度	<b>担当課室</b>	財務課	財務課長 伯井美德			
<b>会計区分</b>	一般会計	<b>施策名</b>	II-6 魅力ある優れた教員の養成・確保				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	地方公務員等共済組合法第144条の27	<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	地方公務員等共済組合法第144条の27に基づき、公立学校共済組合の業務について、指導及び監査を実施する。						
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	公立学校教職員の福利厚生を扱う公立学校共済組合について、地方公務員等共済組合法に基づき、適正な運営が行われるよう、組合本部やその運営する施設等への監査を実施し、必要に応じて指導を行う。						
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
	予算の状況	当初予算	1	1	1	0.4	0.4
		補正予算	0	0	0	0	
		繰越し等	0	0	0	0	
		計	1	1	1	0.4	0.4
	執行額	0.2	0.2	0.1			
執行率(%)	24%	16%	13%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	<b>成果指標</b>		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	当事業は、公立学校共済組合の運営に関し、法令遵守や会計処理等、適正な運営が確保されているかどうかにつき、指導監督機関として組合本部やその運営する施設等を指導・監督するものであり、昭和38年度から実施されている。成果目標としては箇所数が考えられるが、当事業は組合の適正な運営が確保されることで間接的に施策目標を達成するものであり、組合業務(医療・年金等給付、人間ドッグ等の福祉事業)に直接コストを投入し、アウトプットを得ることを目的とするものではない。よって効率的なコストの観点より定量的な指標の設定にはなじまない。	成果実績					
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	<b>活動指標</b>		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	監査を実施した箇所数 (箇所数:本部1,支部47,病院8,宿泊施設47)	活動実績 (当初見込み)		5箇所	3箇所	2箇所 (2箇所)	- (5箇所)
<b>単位当たりコスト</b>	68,000 (円/箇所)	算出根拠	単位当たりコスト=各年度における単位当たりコストの平均額 各年度における単位当たりコスト=X/Y [ X:20・21・22年度における各執行額 Y:20・21・22年度における実績箇所数 ]				
平成23・24年度予算内訳	<b>費目</b>	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	職員旅費	0.3百万円	0.2百万円	※表示単位未満端数の関係で積み上げと計が一致しない場合がある。			
	委員等旅費	0.1百万円	0.1百万円				
計	0.4百万円	0.4百万円					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	△	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	組合の運営に関する指導監督という事業の性質上、広く国民のニーズがあるとは言い難いが、法に規定された事業であり、公立学校共済組合の適正な運営を確保するために必要である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっている	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>組合の運営に関する指導監督という事業の性質上、広く国民のニーズがあるとは言い難いが、法に規定された事業であり、公立学校共済組合の適正な運営を確保するために必要である。</p> <p>なお、監査対象となる施設等は全都道府県に存在し、対象施設等の決定の際には公立学校共済組合本部が実施する監事監査と重複しないよう調整する必要があることや指導監督という業務の性質上、前年度に監査対象を特定し計画することが困難であること、また当該年度に重点的に監査すべき内容により必要となるコストが異なること等の理由より不要が発生しているところであるが、平成22年度予算より、事業の内容や予算を効率的に活用するという観点より見直しを行い、「教職員等の生涯生活設計の推進」を本事業に統合するとともに、各都道府県の支部への指導等については、各種会議の場を活用するなど、箇所数や単価等についても見直しを図ったところである。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	<p>1. 事業評価の観点:この事業は、地方公務員等共済組合法第144条の27に基づき、公立学校組合の業務について、指導監督するための事業であり、予算執行の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見:この事業は、当該年度における監査対象施設や監査すべき内容により必要となるコストが異なることなどを理由に平成22年度において予算に不用が生じている。今後、予算執行の実績を的確に把握し、予算との差異の要因等を十分に精査しつつ、予算の見直しを図るべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
<p>予算執行の実績を的確に把握し、指導監督や講習会の回数や積算単価を精査する等の見直しを図り、概算要求に▲0.048百万円反映した。</p>			
補記(過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

A. 文部科学省  
0.1百万円  
(職員旅費 0.1百万円)

(公立学校共済組合の業務について、指導監督する)

**資金の流れ**  
(資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位:百万円)